

# 住宅宿泊事業法(民泊新法)に関する意見

一民泊のステークホルダーの全体最適に向けて規制をデザインする一

2018年10月15日

公益社団法人 経済同友会

## 目次

Ι.	住宅宿泊事業法の課題 ー過剰な規制は健全な民泊の発展を阻害	1
II.	民泊に係るステークホルダーの全体最適を実現する規 制のデザインを	2
III.	民泊新法の見直しに向けた意見	3
1.	住民にとって安心・安全な民泊を行う事業者の責任を 前提に規制改革を	3
2.	家主居住型及びそれに準じる住宅における民泊の規制 は抜本的に見直す(1)業法ではなく、住宅提供者(ホスト)のスキルに よるサービス保証を (2)民泊サービスの年間提供日数(180日)の規制緩 和 (3)消防法の適用の緩和 (4)地方自治体の条例による規制の上乗せの抑制	3
3.	早期に行うべき制度運用の改革(1)届出手続きの簡素化、共通化、原則オンライン化(2)届出番号の真正性を確認するシステムの構築	7

## **住宅宿泊事業法(民泊新法)に関する意見** 民泊のステークホルダーの全体最適に向けて規制をデザインする

公益社団法人 経済同友会

## I. 住宅宿泊事業法の課題——過剰な規制は健全な民泊の発展を阻害

2018年6月15日に住宅宿泊事業法(以下、民泊新法)が施行されたが、事業の届出件数、受理済件数は、当初の想定よりも伸び悩んでいる。新法施行時の6月15日時点で届出件数は3,728件(うち受理済件数2,210件)、9月28日現在でも同9,607件(うち受理済件数8,199件)となっており、増加はしているものの、未だ低調な水準にある<sup>1</sup>。

こうした状況の背景には、第一に、民泊新法や地方自治体の条例などによる規制の問題がある。民泊新法では、民泊サービスの年間提供日数の上限を180日(泊)としている。さらに、地方自治体の条例により、住宅宿泊事業を行える区域、期間などが制限されている。

第二に、事業の届出手続きの煩雑さとオンライン化の不徹底などがある。 届出に必要な書類が多く、さらに、観光庁の「民泊制度運営システム」の利 用のみで届出が完結せず、平日に複数の行政機関に出向くこと<sup>2</sup>や消防署の立 入検査を必要とする事例もある。

一方、政府は「観光立国推進基本計画」にて、2020 年に訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、さらに 2030 年には同 6,000 万人とする目標を掲げている。2018 年 1 - 8 月の訪日外国人客数は既に 2,131 万人となっており<sup>3</sup>、現在の観光客数の増加ペースが今後も維持された場合、2020 年には 4,000 万人を超える外国人旅行者が見込まれる。

また、観光庁の訪日外国人消費動向調査によると、2017年7-9月期の外国 人旅行者のうち12.4%が民泊を利用している。2017年の訪日外国人旅行者数 が2,869万人であることを踏まえると、2020年の外国人旅行者数が4,000万

<sup>1</sup> インターネット上で民泊サービスを仲介する住宅宿泊仲介業者の中には、地方自治体で受理されていない物件の掲載停止により、民泊新法施行前に比べ登録物件数が2割程度まで減少した例もある。

 $<sup>^2</sup>$  2018 年 6 月 26 日規制改革推進会議(第 35 回)配布資料「住宅宿泊事業の現状報告とお願い(Japan Hosts Community 提出資料)」参照。

<sup>3</sup>日本政府観光局プレスリリース(2018年9月19日)参照。

人に到達した場合、民泊なくしては旅行者の受け入れが困難となる可能性が 高い。

民泊は、インターネット上で住宅を旅行者等の宿泊に提供する者と、それを利用する者(C to C)とをマッチングする機能により成長してきた。しかし、民泊新法は、共有型経済の特徴である C to C のビジネスに適した設計にはなっていない。このままでは、過剰な規制が事業者の撤退を加速し、民泊の発展を阻害しかねない。

新産業革命時代において、デジタル技術を活かした新たな市場や事業を発展させるには、サービス・機能に着目し、多様なサービスを生み出す新たな規制の枠組みが必要である。また、市場の特徴を踏まえた適切な事前規制を設けることにより、新規参入を促進し、規制に違反した際の罰則、及び問題の発生に対する事後規制は、強化すべきである。

こうした考えに基づき、良質な住宅提供者(家主・ホスト)と利用者(ゲスト)による健全な民泊の発展に向けて、民泊新法の抜本的見直しを求めたい。

## Ⅱ. 民泊に係るステークホルダーの全体最適を実現する規制のデザインを

民泊には、住宅に宿泊し、その国・地域の生活や文化に間近で触れることで得られる発見や感動がある。加えて、民泊は4人以上の家族利用等、多様な宿泊ニーズにも対応できる。

住宅を提供する側にとっても、民泊は空き家等を活用した起業・副業の機会や、近隣住民も含めた国際交流の機会となる。特に、社会の同質性が高いわが国においては、民泊を通じた外国人観光客との交流拡大は、より多様性のある社会に変えていくための素地にもなり得る。

さらに民泊は、インバウンド観光の促進を通じて、地域経済の活性化にも寄与する。人口減少が急速に進むわが国で、活力があり自立した地域をつくるには、各地域の強みを生かしたグローバル化が必要である。民泊は、多くの外国人観光客に地域の魅力を世界に発信する機会でもあり、地域のグローバル化を進める有効な手段である。

こうした民泊の魅力や意義を踏まえ、まずは観光庁が民泊に関する規制の 大きなデザインを描くべきである。健全な民泊の発展には、民泊に係るステ 一クホルダー(住宅宿泊事業者、管理業者、仲介業者、宿泊者、地域住民、 地方自治体、ホテル・旅館業者)の全体最適が必要であり、これを実現すべ く規制を設計しなければならない。

また、地方自治体は、観光庁による規制を基本に、民泊の魅力、効果を地域経済の活性化やグローバル化に取り込む戦略性を持ち、地域に応じた規制のカスタマイズを行うべきである。

## Ⅲ. 民泊新法の見直しに向けた意見

## 1. 住民にとって安心・安全な民泊を行う事業者の責任を前提に規制改革を

日本の都市部では、住居が狭く隣家とも近接していること等から、住民に 面識のない人が宿泊する民泊により、生活環境が悪化することへの懸念や不 安が生じやすい。他方、地方部では、都市部と異なり宿泊施設が少ない中で、 比較的広い住居を活かして民泊を行うことは、その地方における交流人口の 増加に寄与する。

上記のように、都市部と地方部では、住居など民泊を行う環境が異なるものの、民泊の発展には近隣住民等との調和が不可欠であることは共通である。住宅宿泊事業者には、宿泊者だけでなく住民にとっても安心・安全な民泊を行う責任があり、生活環境の悪化の防止や、問合せ・苦情への対応に具体的な方策を講じることが必要である。例えば、ゴミの適切な処理や騒音の防止、火災防止に向けた宿泊者への注意喚起等を、住宅宿泊事業者として責任を持って行わなければならない。

民泊促進に向けた規制改革は、こうした事業者の責任を前提に行うべきである。

#### 2. 家主居住型及びそれに準じる住宅における民泊の規制は抜本的に見直す

民泊には、住宅宿泊事業者が使用する住宅における宿泊(家主居住型)と、 事業者の住宅とは異なる住宅における宿泊(家主不在型)がある。家主居住 型では、衛生確保措置、宿泊者名簿の管理、周辺地域の住民からの苦情・問 合せへの対応などを家主自らが行うが、家主不在型では住宅宿泊管理業者に 委託する必要がある<sup>4</sup>。両者の違いを踏まえると、家主居住型の民泊の方が本質的に C to C の共有型経済におけるビジネスと言える。

また、住宅提供者(家主・ホスト)と利用者(ゲスト)の交流推進や、地域住民に対し住宅宿泊事業者自らが確実に責任を果たすことが、本来目指すべき民泊の姿である。

したがって、民泊の健全な発展の促進に向けて、まずは、家主居住型の民 泊を対象に以下に述べる規制改革を行うべきである。なお、家主不在型でも、 住宅宿泊事業者が物件、宿泊者を実質的に管理できる場合には、管理業者へ の委託の義務付けを免除し、家主居住型と同様に規制の見直しを行うべきで ある<sup>5</sup>。

表: 抜本的な規制見直しの対象とすべき民泊

	家主居住型	家主不在型	
物件の例	家主自身が住んでいる住居 (一戸建、集合住宅 等)	家主は当該住居に住んでは いないが、管理可能な住居 (別荘、セカンドハウス、 家主が所有する集合住宅等)	空き家・空き室 (民泊目的で投資的に 購入/賃借した物件)

部分を規制緩和の対象とする

## (1) 業法ではなく、住宅提供者(ホスト)のスキルによるサービス保証を

上記の通り、家主居住型、及び家主不在型でも住宅提供者が実質的に管理可能な民泊は、C to C のビジネスであることから、これに適した法規制へと抜本的に見直す必要がある。

<sup>4</sup> 住宅宿泊事業法第 11 条第 1 項では、住宅宿泊事業者が届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなければならない場合として、「一 届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数を超えるとき。二 届出住宅に人を宿泊させる間、不在(一時的なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)となるとき」としている。

<sup>5</sup> 住宅宿泊事業法第 11 条第 1 項第 2 号では、住宅宿泊事業者が届出住宅に人を宿泊させる間、不在となるときについて、「住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として国土交通省令・厚生労働省令で定めるときを除く。」としている。国土交通省令・厚生労働省令では、除外される場合として以下の①、②いずれをも満たす場合としている。 ①住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の建築物もしくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき。②届出住宅の居室であって、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が5以下であるとき。

民泊新法では、企業などの事業者によるサービスの提供を前提とした業法等(旅館業法、消防法、建築基準法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物処理法など)を杓子定規に適用している。民泊は、あくまでも住宅を旅行者などの宿泊のために提供するサービスである。したがって、防火、建物の安全性、公衆衛生は、住宅として満たすべき基準を適用し、民泊を行おうとする者の法規制遵守にかかる負担を軽減すべきである。

一方、住宅提供者(家主・ホスト)と利用者(ゲスト)との交流が基本にある民泊では、ホストとしてのスキル、ノウハウが、ゲストの満足度を高め、地域住民の理解を得ていくために不可欠である。したがって、良質な民泊サービスを行うために必要なホストのスキル、ノウハウを一定水準に維持・向上する取り組みが必要である。

例えば、住宅宿泊仲介業者のサイトにて既に行われている住宅提供者と利用者の相互評価に加え、物件の掲載に近隣住民の評価も反映させる取り組みが民泊サービスの質の担保につながると考える。

## (2) 民泊サービスの年間提供日数(180日)の規制緩和

- 現状では、家主居住型と家主不在型は、ともに民泊サービスの年間提供日数の上限は180日となっている<sup>6</sup>。
- 年間提供日数の制限なしに住宅で宿泊サービスを行う場合、住宅として使用されているとは言えないのではないか、という議論から、こうした規制を設けたと考えられるが<sup>7</sup>、1年の約半分(180日)を上限とする根拠は曖昧である。

#### (必要な改革)

- 様々なタイプの民泊施設があるなかで、民泊サービスの年間提供日数 を画一的に 180 日に定めるべきではない。
- 住宅提供者(家主・ホスト)と利用者(ゲスト)との交流という民泊の魅力を最大限提供することが期待できる家主居住型、及び家主不在型でも住宅提供者による実質的管理が可能な民泊は、年間提供日数の

<sup>6</sup> 住宅宿泊事業法第2条第3項「この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。」

<sup>7 「『</sup>民泊サービス』のあり方に関する検討会 議事録」参照。

上限は撤廃すべきである。

## (3) 消防法の適用の緩和

● 現状では、建物の規模<sup>®</sup>等に応じて消火器、自動火災報知設備、誘導灯、 防炎物品等の使用が求められる<sup>®</sup>。しかし、あくまで住宅であるため、 ホテルや旅館等と同レベルの消防設備を備えることは、民泊を行おう とする者には負担が大きい。

#### (必要な改革)

- 民泊を行う住宅における防火、延焼防止の責任は、家主にあることを 明確に規定すべきである。
- また、住宅宿泊事業法第9条<sup>10</sup>、ならびに住宅宿泊事業法施行規則第8条第2項第3号<sup>11</sup>にて定められている「火災の防止のために配慮すべき事項」として、住宅宿泊事業者が外国語により、火気使用方法を説明、または取扱説明書で案内するように義務づけるべきである。
- その上で、現行の住宅における耐震性や耐火性等の建築基準を満たした建物であれば、例えば、消火器の設置のように、安全性確保策として住宅宿泊事業者が対応できる現実的なレベルまで消防法の適用を緩和すべきである。

## (4) 地方自治体の条例による規制の上乗せの抑制

● 現状では、住宅宿泊事業法第18条12、ならびに住宅宿泊事業法施行令

<sup>8</sup> 宿泊室の床面積の合計が 50 ㎡以下の場合は一般住宅として、50 ㎡を超える場合は宿泊施設として取り扱われる。50 ㎡を超える場合、消防用設備等の設置が必要。

<sup>9</sup> 消防庁リーフレット「民泊における消防法令上の取扱い等について」参照

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\_19/pdf/minpaku\_leaf\_horei.pdf <sup>10</sup> 住宅宿泊事業法第9条第1項「住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものについて説明しなければならない。」

<sup>11</sup> 住宅宿泊事業法施行規則第8条第2項「法第9条第1項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。①騒音の防止のために配慮すべき事項 ②ごみの処理に関し配慮すべき事項 ③火災の防止のために配慮すべき事項

<sup>12</sup> 住宅宿泊事業法第 18 条では、「都道府県(第 68 条第 1 項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等)は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止

第1条<sup>13</sup>の規定に基づき、地方自治体が条例を設け、住宅宿泊事業が 実施できる区域、期間を制限している。

## (必要な改革)

- 家主居住型、及び家主不在型でも住宅提供者による実質的管理が可能 な民泊に関する規制は、基本的には国会が定める法律の範囲内とすべ きである<sup>14</sup>。
- 上記の民泊に対しては、住宅宿泊事業法第1条<sup>15</sup>の立法趣旨を踏まえ、 地方自治体の条例による規制は必要最低限にするよう、住宅宿泊事業 施行令、施行要領(ガイドライン)を自治体に周知、徹底することを 求める。
- 上記の民泊に対し地方自治体が条例による区域・期間制限や行為規制を設ける場合、その理由や、法律より厳しい上乗せ規制についての検討プロセス<sup>16</sup>を地方自治体が公表するよう、国はガイドラインに提示すべきである。

## 3. 早期に行うべき制度運用の改革

冒頭に述べた通り、住宅宿泊事業の届出件数、受理済件数が伸び悩んでいる背景には、届出手続きの煩雑さとオンライン化の不徹底の問題もある。増加する宿泊需要の受け皿拡大に向けて、住宅宿泊事業の届出・受理件数の増加を促すために、以下の制度運用の改革を早期に行うべきである。

するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準 に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限す ることができる。」と定めている。

<sup>13</sup> 住宅宿泊事業法施行令第1条では、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準を定めている。

<sup>14</sup> 憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

<sup>15</sup> 住宅宿泊事業法第1条(目的)では、「この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

<sup>16</sup> 例えば、地方自治体による住宅宿泊事業者や仲介業者からのヒアリング、地域住民と事業者・仲介業者との対話などが考えられる。

## (1) 届出手続きの簡素化、共通化、原則オンライン化

● 現状では、住宅宿泊事業の届出にあたり、複数の業法等「に関わる行政手続への対応が求められる。さらに必要な申請書類が地方自治体ごとに異なることや、オンライン上で手続きが完了しないことが、届出を行う者の負担になっている。

#### (必要な改革)

● デジタル・ガバメントを推進する意味でも、届出に必要な書類を最小限にし、関連する行政手続のオンライン化や行政機関間の情報連携等を通じたワンスオンリーを徹底すべきである。また、各種の行政手続に共通する問題でもあるが、民泊に係る地方自治体の業務や手続きの標準化も必要である。

## (2) 届出番号の真正性を確認するシステムの構築

● 現状では、民泊を行う物件を住宅宿泊仲介業者のサイトに掲載する際に、地方自治体から住宅宿泊事業者に通知される届出番号を入力する運用が住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)で示されている<sup>18</sup>。しかし、規制改革推進会議の「民泊サービスに関する意見」でも指摘されているように、届出番号の真正性を確認すべく、地方自治体と住宅宿泊仲介業者のシステムが連携していない。

#### (必要な改革)

● 物件の届出番号の真正性を確認できるシステムを構築し、違法物件の 仲介サイトへの掲載防止や、物件に関する地域住民からの苦情・問合 せへの対応などにおいて、地方自治体と住宅宿泊仲介業者の連携を強 化していくべきである。

以上

<sup>17</sup> 本意見5ページ参照。

<sup>18</sup> 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)では、「4-5. 違法行為のあっせん等の禁止 (法第58条関係)」に、「また、届出番号等の確認にあたっては、自社が運営する民泊仲介 サイト上で、住宅宿泊事業者等から届出番号等を入力させ、入力が確認できないものにつ いては、非表示とするなどの電子的処理による方法も認めることとする。」としている。

## 新産業革命と規制・法制改革委員会 委員名簿

(2018年11月現在、敬称略)

## 委員長

間 下 直 晃 (ブイキューブ 取締役社長CEO)

## 副委員長

伊藤かつら (日本マイクロソフト 執行役員 常務)

木 村 尚 敬 (経営共創基盤 パートナー・取締役マネージングディレクター)

田久保 善彦 (グロービス経営大学院大学 常務理事)

鉢 嶺 登 (オプトホールディング 取締役社長グループCEO)

挽野 元 (アイロボットジャパン 代表執行役員社長)

平 岡 昭 良 (日本ユニシス 取締役社長)

松 井 敏 浩 (大和証券グループ本社 取締役 兼 代表執行役副社長)

八 木 洋 介 (ICMG 取締役)

## 委員

浅 沼 章 之 (淺沼組 執行役員)

石 井 道 遠 (東日本銀行 特別顧問)

石 黒 不二代 (ネットイヤーグループ 取締役社長 兼 CEO)

石 塚 達 郎 (日立建機 代表執行役 執行役会長)

伊藤秀俊 (ボンジュレックス 取締役社長)

井 上 哲 (フィリップ モリス ジャパン 職務執行役 副社長)

井 上 広 樹 (長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー)

入 江 仁 之 (アイ&カンパニー 取締役社長)

植木英次 (NTTデータ 顧問)

宇 治 則 孝 (第一三共/横河電機 社外取締役)

内 山 幸 樹 (ホットリンク 取締役社長)

浦 野 邦 子 (コマツ 取締役常務執行役員)

浦 山 一 紀 (日立物流ソフトウェア 取締役社長)

栄 森 剛 志 (住友生命保険 執行役常務)

遠藤直紀 (ビービット 代表取締役)

大 石 英 生 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)

大 江 匡 (プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)

大久保 和 孝 (EY新日本有限責任監査法人 経営専務理事)

大 古 俊 輔 (アンシス・ジャパン 代表取締役)

大 西 賢 (日本航空 特別理事)

大 森 美 和 (バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店 日本における

代表者 東京支店長)

小 川 恒 弘 (帝人 常務執行役員)

小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

鹿 毛 雄 二 (ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)

加 福 真 介 (ワールド・モード・ホールディングス 取締役社長)

蒲 野 宏 之 (蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)

上斗米 明 (パソナグループ 専務執行役員)

河 合 輝 欣 (ASP・SaaS・IoT クラウド コンソーシアム 会長)

川 上 登 福 (経営共創基盤 パートナー・取締役マネージングディレクター)

川 崎 弘 一 (JSR 取締役専務執行役員)

河 野 貴 輝 (ティーケーピー 取締役社長)

木 﨑 重 雄 (フューチャー 執行役員)

北川清(森ビル 取締役常務執行役員)

北 地 達 明 (有限責任監査法人トーマツ パートナー)

鬼 頭 誠 司 (ニッセイ情報テクノロジー 取締役社長)

木 下 信 行 (東京金融取引所 取締役社長)

清 原 健 (清原国際法律事務所 代表弁護士)

桐 原 敏 郎 (日本テクニカルシステム 取締役社長)

窪 田 政 弘 (前澤化成工業 取締役社長)

栗 島 聡 (NTTコムウェア 取締役社長)

高 乗 正 行 (チップワンストップ 取締役社長)

幸 田 博 人 (One Tap BUY 取締役)

腰 髙 博 (コシダカホールディングス 取締役社長)

小 島 秀 樹 (小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)

斉 藤 剛 (経営共創基盤 パートナー・取締役マネージングディレクター)

酒 井 重 人 (グッゲンハイム パートナーズ 取締役社長)

坂 下 智 保 (富士ソフト 取締役社長執行役員)

佐々木 泰 介 (ビューローベリタスジャパン 取締役社長)

椎 野 孝 雄 (キューブシステム 取締役(社外))

志 賀 俊 之 (日産自動車 取締役)

島 田 太 郎 (東芝 コーポレートデジタル事業責任者 チーフストラテジーオフィサー)

清 水 弘 (アーサー・D・リトル・ジャパン シニア・アドバイザー)

首 藤 透 (AIGジャパン・ホールディングス 執行役員)

菅 野 健 一 (リスクモンスター 取締役 founder)

杉 浦 英 夫 (ジェンパクト 取締役社長)

杉 本 文 秀 (長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー)

杉 本 眞 (レシップホールディングス 取締役社長)

鈴 木 英 夫 (新日鐵住金 常務執行役員)

錢 高 丈 善 (錢高組 取締役常務役員)

伊 達 美和子 (森トラスト 取締役社長)

田 中 豊 人 (アリババ 代表執行役員副社長)

津 上 晃 寿 (キヤノントッキ 取締役会長兼CEO)

塚 本 恵 (キャタピラージャパン 代表執行役員)

月原紘一(三井住友カード顧問)

中 井 加明三 (野村不動産 常任顧問)

長 嶋 由紀子 (リクルートホールディングス 常勤監査役)

中 塚 晃 章 (ジャトコ 取締役社長兼最高経営責任者)

中 野 裕 (日本ATM 取締役社長)

永 久 幸 範 (ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベストメント・サービス 代表取締役)

楢 﨑 浩 一 (SOMPOホールディングス グループCDO常務執行役員)

西 恵一郎 (グロービス マネジング・ディレクター)

濵 田 昌 宏 (SOMPOホールディングス グループCSOグループCIO

取締役常務執行役員)

林 明 夫 (開倫塾 取締役社長)

原 田 靖 博 (フューチャー 上級顧問 CEO特別補佐)

半 田 純 一 (マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン 取締役

社長)

東 田 幸 樹 (日本レジストリサービス 取締役社長)

平 野 圭 一 (アクティヴィ 代表取締役CEO)

平 野 大 介 (マイスターエンジニアリング 取締役社長)

廣澤孝夫 (日本自動車査定協会 理事長)

廣 瀬 雄二郎 (日本情報通信 取締役社長)

廣渡嘉秀 (AGSコンサルティング 取締役社長)

藤 井 礼 二 (L.E.K.コンサルティング 代表取締役)

藤崎清孝(オークネット 取締役社長)

藤 島 安 之 (イービストレード 取締役)

藤 森 義 明 (日本オラクル 取締役 会長)

藤原浩(コダック・ジャパン 代表執行役員社長)

渕 田 誠 一 (コマツ 常務執行役員)

増 田 健 一 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー)

松 永 明 彦 (プレミアムインベストメントアドバイザリー 代表取締役)

松 本 順 (みちのりホールディングス 代表取締役グループCEO)

三津家 正 之 (田辺三菱製薬 取締役社長)

三 村 亨 (損保ジャパン日本興亜総合研究所 理事長)

宮 内 淑 子 (ワイ・ネット 取締役社長)

武 者 陵 司 (武者リサーチ 代表)

森 健 (プログビズ 代表取締役)

矢 口 秀 雄 (スカイマーク 専務取締役)

安 田 育 生 (ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)

簗 田 稔 (コア アドバイザリーフェロー)

山 口 重 樹 (NTTデータ 取締役副社長執行役員)

吉 丸 由紀子 (積水ハウス 取締役)

吉 本 和 彦 (地方公共団体情報システム機構 理事長)

チャールズD. レイク II (アフラック生命保険 取締役会長)

湧 永 寛 仁 (湧永製薬 取締役社長)

渡 部 一 文 (アマゾンジャパン バイスプレジデント)

以上113名

## 事務局

宮 崎 喜久代 (経済同友会 政策調査部 グループマネジャー)

竹 内 淳 夫 (経済同友会 政策調査部 マネジャー)